

湖南中部浄化センターにおける「下水道汚泥溶融スラグ」について

当県では下水処理に伴って発生する汚泥について、減量化および資源化を図るため、湖南中部、湖西および東北部浄化センターで焼却溶融方式を導入し、生成する溶融スラグの有効活用を進めてきました。

しかし、溶融炉は高温で稼働させることから炉の耐用年数が10年程度と短く、湖西浄化センターは平成25年1月をもって稼働を停止しており、また、湖南中部浄化センターについても平成26年8月に溶融を停止する予定です。

従いまして、県湖南中部浄化センターにおいて排出されている「下水道汚泥溶融スラグ」については、平成26年8月（予定）以後、提供できなくなる予定です。

については、「滋賀県リサイクル製品認定制度」において、湖南中部浄化センターの「下水道溶融スラグ」を原材料として使用し認定を受けている製品においては、今後の供給状況と製造状況を勘案し、以下のとおり必要な手続きを行っていただきますようお願いいたします。

- ・製造を廃止される場合

- 「滋賀県リサイクル製品利用促進要綱」第6条第2項の「滋賀県リサイクル製品認定取下げ届出書」（別記様式第4号）を提出。

- ・原材料を変更して認定を継続する場合

- 「滋賀県リサイクル製品利用促進要綱」第6条第1項の「滋賀県リサイクル認定製品変更届出書」（別記様式第3号）を提出。

- ※ ただし、原材料となる「下水道溶融スラグ」を変更し、従来認定を受けている品質を確保できていることが条件。

- 従来認定を受けている品質を確保できない場合は、別の製品として新規申請を行っていただく必要があります。

(問合せ先)

○滋賀県リサイクル製品認定制度について
滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課

ごみゼロ支援担当：丸山

077-528-3472

○下水道溶融スラグについて
滋賀県南部流域下水道事務所
湖南中部担当

077-564-1901